

## 司法 IT 化におけるビデオリンク方式の法廷証言が裁判員の判断に与える影響

水野亮太<sup>1</sup>・渡邊悠希<sup>2</sup>・森井花音<sup>1</sup>・若林宏輔<sup>3</sup>・藤田政博<sup>4</sup>

<sup>1</sup>立命館大学大学院人間科学研究科・<sup>2</sup>株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS・コーポレート統括部・<sup>3</sup>立命館大学総合心理学部・<sup>4</sup>関西大学社会学部

### The effect of Video-Linked Courtroom Testimony on Lay Judges' Judgment in Judiciary IT

Ryota MIZUNO<sup>1</sup>・Haruki WATANABE<sup>2</sup>・Kannon MORII<sup>1</sup>・

Kosuke WAKABAYASHI<sup>3</sup>・Masahiro FUJITA<sup>4</sup>

<sup>1</sup>Ritsumeikan University Graduate School of Human Science,<sup>2</sup>USEN-NEXT HOLDINGS Corporation, Corporate Departments,<sup>3</sup>Ritsumeikan University, College of Comprehensive Psychology,<sup>4</sup>Kansai University, Faculty of Sociology

日本の司法手続きにおいて司法 IT 化と呼ばれる出廷者の負担軽減を目的とした一部手続きのオンライン化が検討されている。ビデオリンク方式証言はその一環であり、同方式は遠隔地の証人や性犯罪被害者による証言の負担軽減などが期待される。しかし Landstöröm ら(2007)の研究に基づけば、ディスプレイ上で提示される証言は、法廷での対面で観察する証言に比べ、証人の印象、証言の真偽性の評価、証言内容の記憶パフォーマンスに差が生じる可能性がある。本研究では刑事裁判の証人尋問を対面で観察する条件 (FTF 条件) とビデオ会議システムを介して観察する条件 (VMC 条件) を用意し、証人・証言に対する評価への影響を比較した。また生態学的妥当性を高めるために、参加者は模擬法廷に集められ裁判劇を観察してから証言への評価を行った。結果、証人の印象・信用性・任意性において FTF と VMC 間に差が認められ、ビデオ証言の方が好意的に評価された。また証人の視線に関する評価項目に顕著な差が確認され、証言評価の差には観察者による視線の評価が関係している可能性が示唆された。

In Japan, IT Support of the Judiciary, has received attention for reducing the burden of court appearances. One of its measures is a video link system, expected to reduce the burden of physical testimony of witnesses in remote areas and victims of sexual crimes. However, Landstöröm et al.'s (2007) psychological study showed that the performance of witnesses' impressions, evaluation of testimony authenticity, and memory for testimony content might differ when a testimony is presented online compared to conventional methods. Therefore, this study compared presenting witness testimony in a face-to-face (FTF) trial group to using a videoconferencing system (VMC group). To simulate an actual trial, the results of testimony observation in the FTF and VMC groups were compared using a mock trial. The results revealed differences between the FTF and VMC groups regarding witness impression, credibility, and voluntariness. Clearly, video testimony tended to be evaluated more favorably. There was a marked difference in the evaluation items related to the witness's gaze, indicating that gaze evaluation was significantly associated with the

differences generated in this study.

Keywords: 司法の IT 化 (Judiciary IT), ビデオリンク方式 (Video-Linked method), 証言 (Testimony)

\*責任著者: 水野亮太 (cp0056xv@ed.ritsumei.ac.jp)  
若林宏輔 (kwakaba@fc.ritsumei.ac.jp)

## 司法の IT 化と直接主義

2020 年初頭より始まった新型コロナウイルス禍は、対面で行われてきた多くの活動の非接触化を推し進める結果となり、これは司法の場もまた例外ではない。もとより日本の刑事司法では「直接主義」の原則があり、法廷内で直接示された証拠および証人を吟味することを重視する。しかし証人や当事者を法廷に召喚し対面で吟味することはウィルス感染を引き起こすリスクがある。よって法廷内での感染拡大を防ぐ目的からオンライン上で証言ができる仕組みの導入実施が急がれた。現在、日本司法が目指す司法の IT 化には「訴状、答弁書のオンライン上でのやり取り」、「裁判の争点整理等の手続きや口頭弁論へのビデオ会議システム等の導入」の二つの方向性がある（首相官邸,2018）。とくに後者の「裁判の争点整理等の手続きや口頭弁論にビデオ会議システム等の導入」は直接主義の観点からみれば注目に値する。

実のところビデオ会議システムによる証言はコロナ禍以前にすでに導入・実施されてきた。2015 年「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」では「ビデオリンク方式」と呼ばれるモニターを通じての証言が、証人を保護するための制度の一つとして盛り込まれている。ビデオ会議システムを介した証言について、警視庁(2015)によれば、a) 公判が行われる裁判所に出頭することによって精神的負担を負うおそれがある場合、b)組織的な犯罪等に関する証人など公判が行われる裁判所への出頭時に危害が加えられる、又は出頭後に尾行されるなどして危害が加えられるおそれなどがある場合、c)証人が遠隔地に居住し公判が行われる裁判所に出頭することが著しく困難である場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするような証言方法が部分的に実施されているとされる。国外に目を向ければ米国やシンガポールでは、裁判官、弁護士、検察官、被告人、証人の全員がオンライン上で参加し、YouTube などのネット中継を行うオンライン裁判が実践されている。また日本でも刑事裁判で 2018 年より上述のビデオリンク方式による証人尋問が裁判所と同一構内以外の場所に拡充され、「構外ビデオリンク方式」を行うことができるようになるなど（最高裁判所,2018）、オンラインによるビデオ映像を介した司法手続きの IT 化はその導入の土壌はすでに出来上がりつつあるといえる。また 2020 年より民事裁判では非公開の争点整理段階にビデオ会議システムが導入された。しかし直接主義の原則を鑑みれば、ビデオを介して行われる証言と従来の法廷内で対面で行われる証言とが同質のものであるといえるのかの議論は残されたままであり、未だ確かめられてない。

### 対面コミュニケーションと非対面コミュニケーションの違い

ビデオを介して行われる証言と、法廷で行われる証言の最も大きな違いは対面か非対面かという点である。情報技術とコミュニケーションの関係について大野(2005)は「同期-非同期」「対面-非対面」の二軸に分類できるとした。通常の対話や、ビデオ通話のようにリアルタイムで双方向的に行われるコミュニケーションを「同期コミュニケーション」、e メールやテキストメッセージ、また取調べ可視化の録画映像のように、情報を一定時間後に観察したり返信したりすることで、必ずしもコミュニケーションが同時的に行われないものを「非

同期コミュニケーション」という。また同じ空間内で対面で行うコミュニケーション(Face to Face Communication: FTF)に対して、コンピューターを介して行うコミュニケーション(Computer Mediated Communication : CMC)にも分けられる。CMCの特徴は、コミュニケーションに使用する感覚が多くは視覚に限定されることがある。これは伝達される情報が文字や二次元平面上の視覚情報に多くは限定されるためである。また手紙等では筆跡などの非言語情報が含まれるが、CMCはそういった非言語情報を持たない。ゆえに CMC は視覚的匿名性が高く、自己開示が起きやすいともされる(高橋・深田,2006)。

従来 CMC はテキストメッセージを主として検討されてきたが、近年はビデオ通話を用いたコミュニケーション(Video Mediated Communication : VMC)の研究も盛んになっている。VMC は非対面コミュニケーションでありながら音声に映像が付与されていることで同期コミュニケーションを行うことができる点に特徴がある。またテキストベースの CMC とは異なり、視覚・聴覚の両方からより多くの情報を得ることができる。特に表情、視線、姿勢などの非言語情報が得られるのはコミュニケーションの質を考える上で重要である。例えば、表情は相手の情動を評価する際に手がかりにされており、情報の送り手と受け手の関係、意図、目的、態度といった表出者と判断者の内的状態なども判断において重要な要因となる(高木,2006)。

ビデオ会議システム等の発展により CMC に映像という視覚・聴覚情報を加えることができるようになった。しかし非対面コミュニケーションである CMC に映像が加わると、コミュニケーションはより良いものになり対面コミュニケーションに近づくという直感に反して、非対面コミュニケーションの映像の効果はそのコミュニケーションの質を対面時と同等に高めるほど大きくないことが指摘されている(大野,2005)。その原因として挙げられているのが、映像そのものの品質、共有している空間構造、話者の空間の非対称性である。対面コミュニケーションでは、話者は互いに物理的な三次元空間を共有しているのに対して、映像を用いた非対面コミュニケーションでは画面越しに 2 次元空間を共有する。そのため奥行きに関する情報のほとんどが失われ、それに伴う非言語情報の欠落や情報共有が困難になる。また自分が相手の空間においてどのように見えているのかが分かりづらいことも非言語情報の円滑な伝達を妨げるものとされる。さらに FTF において重要とされているが VMC では失われている非言語情報として「視線のやり取り」がある。これらの研究は VMC 研究において FTF との情報の差異が各種判断に影響する可能性を示している。

### 司法文脈における FTF と VMC の比較

VMC と FTF の違いが法廷でどのような影響をもつかについてはすでに複数の研究がある。先駆的なものとしては Ross, Hopkins, Hanson, Lindsay, Hazen & Eslinger (1994) が、性的虐待に関する模擬裁判を用いて 2 つの実験を行った。実験 1 では陪審員役の参加者に 10 歳の児童による証言を観察させた。証言は法廷で参加者から子どもが見えている対面証言条件、法廷で参加者と子どもの間に衝立が立てられた状態での衝立条件、子どもが法廷外で証

言し、子どもの証言をビデオモニタで観察するビデオ条件の3つがあった。参加者は、証言を含む裁判全体を見た上で被告人の事実認定を行った。結果として、子どもの証言の提示方法の違いによる有罪率の差は確認されなかった。実験2では実験条件は同じであったが、参加者は子どもの証言のみを聞き、事実認定を行った点が実験1とは異なった。実験2では対面証言条件と衝立条件、対面証言条件とビデオ条件間に有罪率の有意差が見られた。

次に刑事司法の文脈でFTFとVMCの差異について複数の一貫した研究を行っているものとして、スウェーデンのLandstörnによる研究がある。Landstörn, Granhag, Hartwig(2007)は、事情聴取者役の実験者と証言をする実験協力者のやり取りを直接その場で観察する群(FTF群)と、ビデオによるライブ中継を用いて観察する群(VMC群)を比較し、これら証言場面の観察(提示)方法の違いが、観察者による事情聴取、証言者に対する印象、証言の信憑性の評価、記憶にどのような影響を与えるかを検討した。まず、実験協力者であった10歳から11歳の子どもたちは実験者によって「道端で見知らぬ男性に声を掛けられる」出来事を体験させられた、又はその体験について体験した子どもから伝聞された。2週間後、子どもたちは全員があたかも実際にその出来事を体験したかのようにその出来事について模擬裁判で証言した。実験参加者は陪審員としてその模擬裁判に参加し、FTF群は法廷で直接、VMC群は別室からビデオを通してその証言を聞いた。その後、参加者は子どもたちの証言についてそれぞれ証言内容や証言態度、外見に対する印象、子どもたちの証言の信ぴょう性などを評価した。また、子どもたちの証言をどの程度記憶していたか回答させ、FTF群と、VMC群を比較した。実験の結果、FTF群はVMC群と比較して証言のストーリーに説得力があるとして肯定的に評価される傾向にあった。また、FTF群はVMC群と比較して、証言の内容をよく覚えている傾向にあることがわかった。しかし、両群ともに意図的に証言に混ぜられた虚偽を検出することは難しい傾向にあり、証言の信ぴょう性の判断において群間の差はほとんどなかった。

またLandström(2008)は、目撃者の証言の虚偽の検出に重きを置いたVMCとFTFの比較実験も行っている。同研究の主な目的は証言の提示方法の違いが観察者の真実性の評価に与える影響を調べることであった。人の話の真偽を判断する際に、実際の真偽に関わらず、聞いた話を真であると評価しやすい傾向のことを「真実性バイアス」という。よって人は観察方法に関わらず基本的に真実性バイアスからは逃れられない。よって証言を対面で直接観察した場合に真実性バイアスはより顕著になり、結果として目撃証言はより好意的に評価されると予測した。

実験では、まず実験協力者の大学生12名に演出された事故を目撃させ、その3週間後に事故の目撃者として証言させた。このとき半分の大学生には目撃したものについて真実を話すように求め、残りの半分には意図的に事故の発生原因に虚偽を混ぜて証言するように指示した。次に実験参加者は、それら大学生の証言を直接聞く群(FTF群)とビデオ越しに聞く群(VMC群)に分けられた。実験参加者はそれぞれの証言を聞いた後に目撃者証言の真偽を評価した。結果、FTF群はVMC群よりも目撃者の外見的印象を肯定的に評価した。

しかし、証言内容については肯定的に捉えているわけではなかった。また、FTF 群は VMC 群と比べて、目撃証言について自身が聞いたことをより詳細に覚えていると「感じている」ことがわかった。しかし実際に両群に記憶の量や正確性に差はなかった。

先行研究では、FTF と VMC では人物評価、並びにコミュニケーションの評価において FTF の方がより肯定的に評価される傾向があることを示唆している。特に、FTF では VMC よりも証言者や証言内容への評価が高くなる傾向がある。仮に裁判において、特定の提示方法で証言したものが好意的な評価を受けてしまう可能性があるのであれば、それは裁判の公正性を損ないうる。しかし、上記の Landstöröm らの一連の研究はスウェーデンの司法制度を前提に行われたものであり、また証言者が 10 歳程度の子どもであるという点からも、現在の日本の司法 IT 化の条件下でも同様の結果が得られるか確認する必要がある。

日本でも、民事事件を対象としているが、FTF と VMC による証言の比較を行った菅原・佐藤・村山・浅井 (1999) の研究がある。同研究は、1998 年に施行された新民事訴訟法にて新設されたビデオ会議システムの利用可能範囲を検討するために対面尋問とビデオ尋問を比較した。参加者は民事訴訟の模擬裁判を対面尋問・解像度の高いビデオ尋問・解像度の低いビデオ尋問のいずれかで観察し、尋問の印象や原告の有利不利を評価した。結果、尋問の印象、心証形成に関する部分には対面とビデオ尋問間に差はみられなかった。しかし、印象の鮮明さにおいて、ビデオ条件と他条件間に差があった。また、尋問での心証形成の結論ともいえる原告の有利不利の評価は対面尋問とビデオ尋問で逆の結果であった。これらの結果はビデオ尋問が心証形成においては対面尋問と同等に近いものであることを示すと共に、ビデオ尋問が対面尋問とは何らかの差異を持つことを示唆している。ただし、同実験では法廷内に大型スクリーンを立て、そこに証言映像を提示して参加者に観察をさせており、現行の刑事司法におけるビデオ証言の観察条件とは異なっている。現行の裁判員裁判等では、裁判員・裁判官席上のモニタに各種証拠・証言映像が提示される。

## 本研究の目的

そこで本研究は、日本の「司法の IT 化」の実態に則した形で FTF と VMC での証人尋問を比較することを目的とした。具体的には、裁判員、裁判官を想定した観察者の、1) 印象、2) 被害者証人への信用性、3) 証人の発言の原因帰属、4) 証言を受けての最終的な事実認定について両者でどの程度差が出るのかを検討する。

先行研究から、仮説 1) として VMC と FTF には印象や信用性に何らかの差があるだろうことが予想される。これまで司法文脈で対面とビデオ証言を比較した研究では両群間に何らかの差が生じている。本研究でもコミュニケーションとしての性質の差異による何らかの差が生じるだろう。次に Landstöröm ら (2007) の先行研究の結果より、仮説 2) FTF による証言は観察者に肯定的に評価される傾向がある。VMC は視線や微妙な非言語情報が伝わりづらい(大野, 2005) 可能性があり、ゆえに日本の法廷場面においても証人の印象は VMC よりも FTF の方が相対的に肯定的な評価を受けると予測された。また原因帰属も FTF では

VMC よりも真実を話していると肯定的に受け取られるため、証言が証人の意志によるものであると判断される（証人への内的帰属が高くなる）と予測された。また事実認定についても同様に被害者証言が好意的に受け取られることにより被告人に対する有罪判断率も上がるとした。

一方、Landstörömら(2008)では FTF と VMC の両群とも証言の内容ベースの評価では信用性の判断は変わらなかった。その他の多くの先行研究も証人の印象のベースでの評価の差を指摘していることから、仮説 3) 証言の内容に関する信用性判断には差がないと予測された。

## 方法

### 参加者

法学部などでの専門的な法学部教育を受けていない 20 歳以上の男女 57 名（女性 32 名・男性 25 名、 $M_{age}=32.6$  歳,  $SD=15.6$ ）であった。うち VMC 条件は 29 名（女性 18 名・男性 11 名）で、FTF 条件は 28 名（女性 14 名、男性 14 名）であった。各参加者は人材派遣会社に依頼し募集された。

**インフォームド・コンセント** 参加者は人材派遣会社での求人の時点で、また当日来場した際にも改めて実験の手順、裁判劇に参加してもらうこと、裁判劇や読むシナリオには性犯罪に関する内容を含むこと等についてインフォームド・コンセントを受けた。同説明を受け内容に同意した参加者は実験参加について同意書に署名し、実験に参加した。

### 実験計画

実験計画は、証言視聴方法 (VMC・FTF) を独立変数とする参加者間一要因計画であった。

### 材料

**場所** 立命館大学法科大学院施設内にある裁判員裁判用の模擬法廷教室を利用して実験を行った。他に参加者控室、オンライン証言用の部屋が用意された。

**提示事件** 法廷内で参加者に提示された事件の内容は、実際に起きた強姦事件を元に弁護士ら実験協力者が作成した架空の強制性交等罪の公判場面であった。同事件では、被告人男性が被害者女性に対し、被告宅にて強制わいせつをしたことが疑われるものであった。被告人は自宅に被害者を招いたことは認めたものの、わいせつ行為については否認していた。裁判の争点は実際にわいせつ行為が行われたのかであった。

### 提示方法

参観者への刺激の提示方法として、法廷教室で実際の公判の形式に則った法廷劇の形式で行われた。裁判長・右陪席・左陪席、検察官・弁護人・廷吏および被害者女性は全て弁護人および法学者らによって演じられた。主に発言する被害者女性と検察官の正面にはプロンプターを設置し、そこにセリフや劇の進行、細かな仕草や発話のタイミングなどが表示することで各法廷劇の差が生まれないようにした。

### 手続き

参加者はまず 10 名ずつ控室に集められ、実験者による実験内容の説明を受けた。その後、参加者は事件シナリオを読み、準備が整い次第法廷教室に移動した。法廷教室内では、参加者は裁判員裁判員が座る位置に横一列に椅子を並べ、着席した状態で被害者証人への尋問を視聴した。事件シナリオを事前に読ませていたため、公判は被害者への検察官による主尋問から開始された。VMC 条件では、検察官、弁護士、裁判官は法廷教室内に、証人だけは別室からビデオ会議システム経由で証言した。よって参加者は、法廷内にいる検察官の主尋問に対し、席前のモニター上から答える被害者証言を観察した。同方式は事前に確認された実際の刑事裁判における遠隔証言の運用方法に基づいていた。一方、FTF 条件では、検察官、弁護士、裁判官、証人のすべてが法廷教室内にいる状態で法廷劇は行われた。被害者証人は、裁判員席前の証言台から証言を行った。新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、証言台前と検察官席前にアクリル板を設置した。3 組は VMC 条件で、3 組は FTF 条件で視聴した。

裁判劇終了後、参加者 10 名は控室 2 に移動し、オンラインでアンケートへの回答を行った。アンケート回収後、参加者に本実験の目的と概要を説明してデブリーフィングを行い、実験を終了した。

## 質問項目

オンラインアンケートツール Qualtrics で上で質問紙を作成し提示した。(a) マニピュレーションチェック、(b) 視覚的印象評価、(c) 証人への印象評価、(d) 供述各内容の信用性判断、(e) 供述全体の信用性判断、(f) 供述の任意性判断・原因帰属、(g) 事実認定の順に構成された全 51 項目であった (Table 1)。

(a) マニピュレーションチェック 本項目は参加者が視聴した裁判劇の内容理解の確認のために用意された項目であった。映像に関する問いについて多肢選択式で回答を求めた。

(b) 視覚的印象評価 証人証言時の参加者から見た視覚的印象に関する項目であった。全 7 項目で、いずれも 6 件法で評価した。

(c) 証人への印象評価 証人を見た際の証人自身への印象評価項目であった。全 6 項目で、いずれも 6 件法で評価した。

(d) 供述各内容の信用性判断 証人の供述の各部分への評価項目として項目を設定した。全 4 項目で、いずれも 6 件法で評価した。

(e) 供述全体の信用性判断 証人尋問内容の信用性判断についての評価項目として設定した。全 8 項目、いずれも 6 件法で評価した。

(f) 供述の任意性判断・原因帰属 同項目は、観察者による証言の任意性判断と、人物への帰属の評価を調査するために設定された。任意性判断ではそれぞれ独立した項目として(1)証言の自発性の評価、(2)その確信度、(3)証言の強制性の評価、(4)その確信度を、それぞれ 6 件法で測定した。原因帰属の評価では Storms(1973)の研究に基づいて、各群の全ての実験参加者が証人の印象評価と、その印象に対する個人特性と状況特性の関与を評価した。印象の

評価には 友好度、饒舌度、緊張度の 3 項目があり、それぞれを 9 件法(例：1・友好的でない～9・友好的である)で評価させた。続いて、印象評価の 3 項目それぞれに対して個人特性と状況特性がどれほど重要であったかをそれぞれ 9 件法(1・極めて重要でない～9・極めて重要である)で評価した。

(g) **事実認定** 同項目は、被告人の有罪・無罪判断、被告人の有罪の程度（最大 100%有罪）を評価した。

**研究倫理** 本研究は関西大学大学院心理学科 研究倫理審査委員会による承認を受けた（第 218 号， 2021. 11. 8 承認）。

table 1 実験に用いた質問紙項目	
(a) マニピュレーションチェック	1. 証人の当時の職業はなんでしたか？ 2. 証人の退勤時間は何時でしたか？ 3. 事件当時、被告人が帰宅に使用した交通機関はなんでしたか？ 4. 証人と被告人が、被告人宅に向かう際の会話として正しいものはどれですか？ 5. 証人は事件発生から何日後に被害届を提出しましたか？
(b) 証人の視覚的印象	1. 証言中、証人と目が合いましたか？ 2. 証人の証言中、証人はあなたに向かって話しかけていましたか？ 3. 証人の証言は分かり易いものでしたか？ 4. 証人の証言中、あなたは証人の顔をよく見ていましたか？ 5. 証人の証言は、ぎこちないものでしたか？ 6. 証人の証言中、証人は表情豊かでしたか？ 7. 証人の証言中、証人に見られていると感じましたか？
(c) 証人の印象	1. 感じの良さについて 2. 親切さについて 3. 誠実さについて 4. 社交性について 5. 活発さについて 6. 証人の印象について
(d) 供述各内容の信用性	1. 証人が、被告人宅に意思に判して連れ込まれたという証言は信用できる 2. 証人が証言した、被告人宅での被害による一連の行為内容は信用できる 3. 証人が、被告人宅での行為に抵抗ができなかったという証言は信用できる 4. 証人の電話に着信があったため被告人が行為をやめたという証言は信用できる
(e) 供述全体の信用性	1. 証人の供述には一貫性がある 2. 証人の供述には説得力がある 3. 証人の供述は合理的である 4. 証人の供述は不自然である 5. 証人の供述には迫真性がある 6. 証人は被告人に対して恨みがある 7. 証人の供述態度には違和感がある 8. 証人の供述は信用できる
(f) 供述の任意性と原因帰属判断	1. 証人は供述を自発的に行っている 2. 上記の判断に確信がある。 3. 検察官は誘導的に尋問を行っている 4. 上記の判断に確信がある。 5. 証人(被告人)は尋問での会話をどの程度支配していましたか？ 6. 上記の会話の支配の程度を考慮するうえで「個人特性」はどの程度重要でしたか？ 7. 上記の会話の支配の程度を考慮するうえで「状況特性」はどの程度重要でしたか？ 8. 証人(被告人)は尋問での会話をどの程度饒舌でしたか？(よく喋っていましたか？) 9. 上記の、饒舌さの程度を考慮するうえで「個人特性」はどの程度重要でしたか？ 10. 上記の、饒舌さの程度を考慮するうえで「状況特性」はどの程度重要でしたか？ 11. 証人(被害者)はどの程度緊張していましたか？ 12. 上記の。緊張の程度を考慮するうえで「個人特性」はどの程度重要でしたか？ 13. 上記の。緊張の程度を考慮するうえで「状況特性」はどの程度重要でしたか？
(g) 事実認定	1. 今回の事件の被告人は有罪無罪のどちらであると思いますか？ 2. 上の判断を踏まえて、無罪を0%としたときの有罪の程度を示してください。 3. その理由について以下にお書きください。

## 結果

### 質問項目の信用性分析

(b) 視覚的印象評価、(c) 証人への印象評価、(d) 供述各内容の信用性判断、(e) 供述

全体の信用性判断の質問項目は、石井一正『刑事実務証拠法』（判例タイムズ社,1988）や裁判判例の判決文を元に実験者が作成したものである。よって項目ごとの信用性を確認するために信頼性分析を行いクロンバックの  $\alpha$  係数を測定した。結果、視覚的印象評価は4項目で  $\alpha=.30$ 、証人への印象評価は6項目で  $\alpha=.67$ 、供述各内容の信用性判断は4項目で  $\alpha=.79$ 、供述全体の信用性判断は7項目で  $\alpha=.73$  となった。通常、信頼性係数  $\alpha$  は0.7以上あることが望ましいとされる。よって (b) 視覚的印象評価、(c) 証人への印象評価」については、各項目を統合して1つの尺度として捉えるには内的整合性が十分といえず、よって各項目ごとに  $t$  検定を用いて項目単位の比較を行う。

### マニピュレーションチェック

(a) マニピュレーションチェックの4項目について、VMC 群と FTF 群それぞれの平均正答率を算出し、対応のない  $t$  検定を行ったところ、有意差はみられなかった (*n.s.*)。よって両群の参加者が得た公判内容に関する情報に差はなかったものとして、以下の分析を行った。

### 証人の印象評価

(b) 視覚的印象項目の7項目それぞれに FTF と VMC 間の対応のない  $t$  検定を行った。結果、「1.証言中、証人と目が合いましたか」 ( $t(55)=1.83, p=.044, \text{Cohen's } d=1.60$  (VMC > FTF)) の項目に両群間で有意差がみられた。また、「3.証人の証言はわかりやすいものでしたか」について有意傾向が見られた ( $t(55)=1.71, p=.077, \text{Cohen's } d=1.48$  (VMC > FTF))。

**Table 2**

#### 証言時の証人の視覚的印象

	質問項目	1	2	3	4	5	6	7
VMC	<i>M</i>	2.55	1.41	5.31	4.79	4.48	1.48	1.48
	<i>SD</i>	1.81	0.72	1.26	1.94	1.81	0.90	0.90
FTF	<i>M</i>	1.64	1.29	4.61	5.25	4.07	1.39	1.18
	<i>SD</i>	1.42	0.70	1.61	1.33	1.83	0.67	0.47

次に (c) 証人の印象評価全6項目それぞれの平均値について、FTF と VMC 間の対応のない  $t$  検定を行った。いずれの項目にも有意差は見られなかったものの、「1.感じの良さ」 ( $t(51)=1.51, p=.74, \text{Cohen's } d=0.95$  (VMC > FTF))、「3.誠実さ」 ( $t(55)=1.62, p=0.10, \text{Cohen's } d=1.66$  (VMC > FTF)) について有意傾向が見られた。

**Table 3**  
**証言時の証人の印象**

質問項目		1	2	3	4	5	6
VMC	<i>M</i>	1.99	3.62	4.31	3.52	4.00	3.00
	<i>SD</i>	0.98	1.83	1.68	1.96	1.86	1.84
FTF	<i>M</i>	2.39	3.50	3.57	3.25	3.39	3.14
	<i>SD</i>	0.90	1.57	1.59	1.66	1.61	1.62

### 信用性判断

(d) 供述各内容の信用性 4 項目を合算し、その平均値を供述各内容の信用性得点として、VMC・FTF 間の対応のない *t* 検定を行ったところ、有意差が見られた ( $t(55)=2.24, p = .029, Cohen's d = 1.03$  (VMC>FTF))。つまり被害者証言の各内容の信用性としては FTF よりも VMC の方が信用性を高く評価した。よって仮説「証人の印象や証言内容の評価は VMC よりも FTF の方が相対的に高い評価を受けると考えられる」は支持されなかった。

一方、(e) 供述全体の信用性全 8 項目を合算し、その平均値を供述全体の信用性得点とし、VMC・FTF 間に対応のない *t* 検定を行ったところ有意差が見られた ( $t(55)=2.21, p = .031, Cohen's d = 0.77$  (VMC>FTF))。被害者証言の全体的な信用性としても FTF よりも VMC が高い評価を受けたことが分かった。よって仮説「証人の印象や証言内容の評価は VMC よりも FTF の方が相対的に高い評価を受けると考えられる」は支持されなかった。

**Table 4**  
**証人の信用性判断**

		供述各内容	供述全体
VMC	<i>M</i>	3.75	3.63
	<i>SD</i>	1.09	0.78
FTF	<i>M</i>	3.13	3.17
	<i>SD</i>	0.94	0.73

### 供述の任意性判断・原因帰属

(f) 供述の任意性判断について、供述の任意性判断について実験条件 (2 水準: VMC 条件)・FTF 条件) と供述の任意性判断 (2 水準: 自発性・強制性) について 2 要因混合分散分析を行ったところ、任意性判断の主効果が有意であった ( $F(1,56) = 5.01, p < .05, partial \eta^2 = .008, FTF > VMC$ )。また、実験条件と供述の任意性判断の交互作用は有意傾向であった ( $F(3,56) = 3.72, p < .10, partial \eta^2 = 0.06$ )。交互作用について下位検定を行ったところ、

強制性評価において実験条件間 ( $F(1,56) = 5.26, p < .05, FTF > VMC$ )、FTF 条件における任意性判断 ( $F(1,56) = 8.68, p < .01, 強制性 > 自発性$ ) にそれぞれ有意差が見られた。

同項目では、FTF 条件の方が VMC 条件よりも相対的に高く評価する結果となった。ただし、同項目は証人の証言が検察官の誘導性（強制性）によって引き出されたかどうかを問うものであり、よって VMC 条件では被害者証言が相対的に強制されていない、すなわち任意に証言を行ったと感じていたことを示す。よって仮説「FTF 条件では証言が証人の意志で行われたように感じられる」は支持されなかった。

**Table 5**  
**任意性判断**

		自発性	自発性の確信度	強制性	強制性の確信度
VMC	<i>M</i>	2.90	4.14	4.03	4.48
	<i>SD</i>	1.09	0.94	1.47	1.04
FTF	<i>M</i>	2.89	4.04	3.18	4.11
	<i>SD</i>	1.21	1.18	1.28	1.08

次に原因帰属について、まず原因帰属得点を算出した。同項目は実験参加者の感じた証人の言動の帰属を測定するものであり計算方法は Storms(1973)に倣い、個人特性と状況特性それぞれにおいて友好度、饒舌性、緊張度の3項目の得点を合計したものを使用した。個人特性の合計得点を個人特性得点、状況特性の得点の合計を状況特性得点とした。そして個人特性得点から状況特性得点を引いたものを原因帰属得点とした。算出された得点が正であれば内的帰属、負であれば外的帰属していたことを示す。

原因帰属得点について実験条件 (FTF・VMC) を独立変数とする  $t$  検定を行ったところ、実験条件の主効果が有意傾向であった ( $t(55) = -1.77, p < .10, Cohen's d = 3.83$ )。よって原因帰属の観点からは VMC 条件と FTF 条件間に差は確認できなかった。

**Table 6**  
**原因帰属得点**

		VMC	FTF
VMC	<i>M</i>	-2.72	-0.93
	<i>SD</i>	4.20	3.38

### 事実認定

被告人への有罪・無罪判断である(g)事実認定について、まず有罪判断率を算出したところ、

FTF 条件が 53.6%、VMC 条件が 49%であった。両群の有罪判断度数を従属変数として、 $\chi^2$  検定を行い両群間を比較したが有意差は見られなかった ( $ps > .05$ )。

## 考察

本実験の目的は、オンライン証人尋問 (VMC) と通常の対面式の証人尋問 (FTF) を比較し、1) 証人の印象評定、2) 証人の信用性判断、3) 供述の任意性判断・原因帰属、4) 事実認定にどのような違いが生じるかを検討することであった。結果、尋問時の印象項目の「1. 感じの良さ」、視覚的印象項目の「1. 証言中、証人と目が合いましたか」の項目、供述の任意性判断・原因帰属における「c. 検察官は誘導的に尋問を行っていた」の項目に有意差がみられた。また、有意傾向に留まるものの、その他いくつかの項目においても VMC 条件と FTF 条件の差異が確認された。つまり本研究の結果は、司法 IT 化によるオンライン証言と法廷にて対面で行われる証言が同質であるということをサポートしない。とはいえ、それらの証言評価を受けて行う事実認定について両群には差がなかったことから、司法 IT 化による VMC 証言だけで公判そのものの結果が大きく左右されるとまでは言えないかもしれない。しかし両証言が同質ではないという事実と直接主義原則とをどのように折衝させるのかについては法学的議論が必要になるだろう。また仮に異質のものであったとしても、どのようにすれば同質・同価値となりうるのかについても今後検討する必要があるだろう。

また司法 IT 化による証言と従来の法廷証言の差異は示されたものの、本研究の結果は、先行研究とは異なり、VMC 条件は FTF 条件よりも全体的に証言の印象・評価が高くなった。よって仮説 1) 印象や原因帰属、事実認定などで FTF と VMC の間には差が生じるは支持されたが、仮説 2) FTF と VMC では FTF の方が肯定的に評価されるは支持されなかった。また、「供述各内容の信用性判断」に有意に差があったことから仮説 3) 本研究でも証言の内容に関するでは信用性判断には差がないは支持されなかった。以下では、まず項目毎の条件下の差異について考察を行い、その後、先行研究との評価方向の差異について検討する。

**視覚的印象項目** 本実験では司法 IT 化が実施された刑事裁判の視覚的環境を再現した。FTF 条件では、参加者は従来通り法廷内で証人席に座る被害者証人を裁判員席から観察しており、これは互いの存在を認識できる環境であった。対して VMC 条件の参加者は、裁判員席上のディスプレイに映った証人を観察した。視覚的印象項目はこれらの差異について確認するために用意された項目であったが、「a. 証言中、証人と目が合いましたか」の評価のみ VMC 条件が FTF 条件よりも評価を高くした。実際のところ VMC 条件でモニタに映る被害者証人が見つめているのはビデオカメラであり裁判員ではない（被害者側のモニターには裁判員らは映っていない）。よって VMC 条件参加者が「目が合った」と感じるのは錯覚である。VMC 条件が FTF 条件よりも「目が合った」と評価した理由については、むしろ VMC 条件では証人の顔がモニターに大写しになっていたことが影響していると考えられる。FTF 条件では、法廷内で検察官による証人尋問という二者間のコミュニケーションを離れた位

置から観察することになる。一方、VMC 条件では、検察官は法廷内にいながら質問し、回答する証人はディスプレイ上のみ映っている。このとき裁判員は証人の方をより観察することになる。つまり VMC 条件では、FTF 条件で証人席に離れて座る証人を観察する場合よりも、ディスプレイ上にバストアップで映る証人を観察するために、視線や表情をより詳細に観察できる。ゆえに FTF 条件よりも VMC 条件の方が証人がこちらを良く見ていると感じていたと考えられる。

Vrij (1996) によれば、一般的に人が他者の発言の真偽判断を行うときに、嘘をついたとみなす指標として「視線回避」が広く用いられることを指摘している。ただし実際は「視線回避」が多いと評価された話者が必ずしも嘘をついているわけではないことも知られている。つまり視線は相手のコミュニケーション評価において重視される項目であり、それがより観察しやすい VMC 条件では、証人がビデオカメラを見つめている限り、より「視線があった」と評価されやすく、またその結果として「本当のことを言っている」と感じられる可能性がある。

**供述全体の信用性判断** 実際に供述全体の信用性判断では、VMC 条件が FTF 条件よりも被害者証言の信用性を高く評価していた。とりわけ証言内容の一貫性・自然さを高く評価する結果となった。同項目は、証言内容ではなく被害者証言の全体的な印象としての信用性評価を対象とした質問であった。つまり VMC 条件では被害者証人と「目があつた」ことにより、信用性が高く評価された可能性がある。録画されたビデオ証言の評価について検討した Lassiter ら (2009) は、表情やしぐさなど、提供される情報が多いとかえって真偽性の評価の精度が落ちる可能性を指摘している。本実験の結果において VMC 条件は、FTF 条件よりも、視線だけでなく証人の表情やしぐさなどの情報を多く取得していたことになる。その結果、情報を多く獲得した VMC 条件では信用性が、相対的に過剰に高く評価された可能性がある。

同様に VMC と FTF 条件では証言の任意性判断、原因帰属にも差が見られた。FTF 条件の方が任意性が低く評価されたことについて、VMC 条件では実験参加者は証人が映るモニターに注視しており、質問する検察官は視界内にいないが FTF 条件の実験参加者は質問する検察官と回答する証人を合わせて観察していた。つまり、FTF 条件では検察官も併せて観察していたことで検察官による尋問の影響をより強く意識したということになり、これは Lassiter(1984)の CPB における任意性判断の差に類似していると考えられる。

**評価の方向性の差異** しかし VMC と FTF による証言を比較した先行研究では、基本的に VMC よりも FTF が相対的に肯定的な評価を受ける傾向にあり、本研究の結果はこれらとは異なる方向性を示している。この点については、まず各実験で評価する証言内容による差異について検討する価値があるだろう。Landstörn,ら(2007)の実験では被害者児童の証言を扱い、また Landstörn,(2008)では目撃証言を扱っている。本研究は日本の刑事裁判の事情を考

慮して被害者証言を扱っている。これらの証人が証言台に立つ、またはビデオ通話を経由して証言することの意味は大きく異なる。Landströmら(2007)の実験の被害児童らは、通りに立つ不審者についての証言を行ったが、子どもがその情報を FTF 条件で「衆人環視の法廷で直接訴える」方が、VMC で「別室からビデオ通話で訴える」かでは前者の方が肯定的な評価となるだろう。一方、本研究の被害者は強姦致傷事件の被害者であり、同女性が自らの性的被害について「衆人環視の法廷で直接訴える」よりも、「別室からビデオ通話で訴える」事の方がより現実的であり自然に感じられる可能性がある。事実、本研究の被害者証言の信用性評価は VMC の方が FTF より高く、有意傾向ではあるが印象も「わかりやすさ」「感じの良さ」「誠実さ」の項目等が VMC の方で高くなった。

**今後の展望** まず、視覚的印象について、さらなる検討が必要である。VMC 条件の方がより「目が合った」と評価されているのは興味深い結果であるが、本研究では参加者が着席した席との位置関係を考慮できていないことが一つ問題として考えられる。まず FTF 条件では席の位置により証人席からの距離や角度が異なっていた。また VMC 条件ではディスプレイを観察する角度が座席位置で厳密には異なっていた。本研究の結果は各席での評価を平均化したものではあるが、とくに FTF 条件では「a.証言中、証人と目が合いましたか」項目のような、証人との視線に関する評価には配席ごとに分散があった可能性がある。またもう一つの問題点としては使用した尺度の内的整合性がある。この点に関しては法学的に十分必要な要素を持ち尺度として心理学的な検討に耐えうる尺度を開発する必要があるだろう。

## 引用文献

- Vrij, A. & Semin, G. R. (1996). LIE EXPERTS' BELIEFS ABOUT NONVERBAL INDICATORS OF DECEPTION. *Journal of Nonverbal Behavior*, 20, 65–80.
- 警視庁(2015). 犯罪被害者白書 第2章/第3節/コラム 13
- Landström, S. (2008). CCTV, Live and Videotapes How Presentation Mode Affects the Evaluation of Witnesses. UNIVERSITY OF GOTHENBURG.
- Landström, S., Ask, K., Sommar, C., & Willén, R. (2015) . Children's testimony and the emotional victim effect. *Legal and Criminological Psychology*, 20, 365-383 . <https://doi.org/10.1111/lcrp.12036>
- Landström, S., Granhag, P.A., & Hartwig, M. (2007). Children's live and videotaped testimonies: How presentation mode affects observers' perception, assessment and memory. *Legal and Criminological Psychology*, 12, 333–347. <https://doi.org/10.1348/135532506X133607>
- Lassiter, G. D., Geers, A. L., Handley, I. M., Weiland, P. E., & Munhall, P. J. (2002). Videotaped interrogations and confessions: A simple change in camera perspective alters verdicts in simulated trials. *Journal of applied psychology*, 87, 867-874. <https://doi.org/10.1037/0021->

[9010.87.5.867](https://doi.org/10.87.5.867)

- 大野健彦(2005). 非言語情報に基づく Computer Mediated Communication, 情報処理学会  
研究報告コンピュータビジョンとイメージメディア (CVIM) , 88, 25-32.
- Snyder, C. J., Lassiter, G. D., Lindberg, M. J., And Pinegar, S. K. (2009) . Videotaped  
interrogations and confessions : does a dual - camera approach yield unbiased and accurate  
evaluations? *Behavioral sciences and the law*, 27, 451-466. <https://doi.org/10.1002/bsl.875>
- Storms, M. D. (1973). Videotape and the attribution process: Reversing actors' and observers'  
points of View. *Journal of personality and social psychology*, 27, 165-175.  
<https://doi.org/10.1037/h0034782>
- 最高検察庁 (2018) . 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の概要 <  
<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/file1/291206-07.pdf>>
- 首相官邸 政策会議 日本経済再生本部 (2018) . 裁判手続等の I T 化検討会 <  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>>
- 菅原郁夫・佐藤達哉・村山武彦・浅井千絵. (1999). テレビ会議システムによる証人尋問  
が証人の信憑性評価に与える影響. 福島大学行政社会論集, 11, 111-134.
- 高橋佳子・深田博己 (2006) . CMC における自己開示の生起過程に関する研究, 広島大  
学心理学研究, 6, 87-101. <https://doi.org/10.15027/19551>
- 高木幸子 (2006) . コミュニケーションにおける表情および身体動作の役割, 早稲田大  
学大学院文学研究科, 51, 25-36.